

意見書「貧困高齢者の増大—高齢人口の急増下の公的年金抑制政策の矛盾—」

2018年1月25日

唐鎌 直義（立命館大学特任教授）



はじめに—高齢人口急増社会の社会保障—

いま日本では高齢人口（65歳以上人口）が急増している。「団塊の世代」とか「戦後ベビーブーマー世代」とか呼ばれる人々が、次々に高齢期に到達しているからである。それに加えて、長寿化の進行（平均寿命の伸び）が後期高齢者の増加に拍車をかけている。65歳以上高齢者の数は2000（平成12）年の2,204万人から2014（平成26）年の3,300万人へ、この14年間で1,096万人も増えた。増加率は49.7%に達している。75歳以上の後期高齢者に至っては、同期間に901万人から1,592万人へ691万人増加した。その増加率は76.7%に達している（以下、表-1、表-2参照）。まさに「高齢人口の急増」と形容するほかない状況である。

他方、「高齢者関係社会保障給付費」の動向を見ると、こちらも年々増加してきた。2000年の53兆1,955億円から2014年の76兆1,383億円へ、14年間で22兆9,428億円増加した。しかしその増加率を計算してみると43.1%に止まっている。65歳以上高齢者数の増加率（49.7%）との間に6.6ポイントのギャップが生じている。高齢者数の増加率と高齢者に対する社会保障給付費の増加率が同じであった場合に、14年前の社会保障の水準が現在でも維持されていることになるのであるから、高齢者の急増というファクターを考慮に入れると、現在の高齢者関係社会保障給付費の水準は、14年前の高齢者が享受していた水準から6.6ポイント後退した地点にあることになる。

高齢期における最も重要な所得源泉である「年金給付費」について見ると、2000年の39兆1,729億円から2014年の53兆4,127億円へ14兆2,398億円増えた。しかし、年金給付費の14年間の増加率は36.4%に止まっている。高齢者数の増加率（49.7%）との間には13.3ポイントものギャップが生じている。この14年間に高齢者に対する公的年金の給付水準は相当に後退したことが窺える。このことの意味は非常に大きい。政府・厚労省は折に触れて「世界に冠たる日本の社会保障を守る」と繰り返してきたのだが、老後の所得保障の一番の要である公的年金の給付水準はジリジリと後退してきたのが実際であり、給付水準が守られてきたとは到底言えない。それはいみじくも社会保障に頼らざるを得ない一般高齢者が、今日実感の度を深めている「生活苦」の広がり映し出されている。

目下、政府筋から「高齢者偏重型の社会保障」を「全世代型の社会保障」に切り替えることが、日本の社会保障制度が直面する大きな課題であると言われている。しかし、この課題を達成するために、今や「偏重」とか「優遇」とまで形容されるようになった高齢者関係社会保障給付費の水準を順次引き下げていくとするならば、それは大きな誤りと言わねばならない。なぜならば次節で証明するように、今日、わが国の高齢者世帯はかなり急速な勢いでもって貧困な生活へと転落しつつあり、決して「優遇」と呼べるような暮らし

を送っている訳ではないからである。

表-1 高齢者関係社会保障給付費と高齢人口の推移

(単位：億円、万人)

	社会保障給 付費(計)	高齢者関係 給付費	年金給付費	高齢者医療 給付費	老人福祉サー ビス給付費	65歳以上 人口	70歳以上 人口	75歳以上 人口
1990年	473,796	279,262	216,182	57,331	5,749	1,493	981	599
1995年	649,328	407,109	311,565	84,525	10,902	1,828	1,188	718
1999年	752,536	503,564	378,061	109,443	15,106	2,119	1,424	850
2000年	783,421	531,975	391,729	103,469	35,692	2,204	1,492	901
2001年	816,130	559,518	406,178	107,216	44,875	2,287	1,559	953
2002年	837,828	584,323	425,025	107,125	50,736	2,363	1,626	1,004
2003年	844,712	593,112	429,959	106,343	55,321	2,431	1,691	1,055
2004年	860,205	604,051	438,143	105,879	58,640	2,488	1,753	1,107
2005年	887,970	619,682	452,145	106,669	59,613	2,576	1,830	1,164
2006年	906,173	627,911	463,360	102,874	60,572	2,660	1,898	1,217
2007年	930,183	641,669	474,077	102,807	63,659	2,746	1,963	1,270
2008年	960,421	659,853	487,921	104,170	66,514	2,822	2,017	1,322
2009年	1,015,717	692,652	510,259	109,776	71,193	2,901	2,062	1,371
2010年	1,052,276	710,837	517,552	116,656	75,083	2,948	2,121	1,419
2011年	1,081,233	722,063	519,223	122,247	78,882	2,975	2,189	1,471
2012年	1,090,010	741,004	529,112	126,180	83,967	3,079	2,259	1,519
2013年	1,106,566	756,422	536,101	130,709	87,880	3,190	2,320	1,560
2014年	1,121,020	761,383	534,127	133,622	91,896	3,300	2,385	1,592

注) 高齢者関係給付費の中の「高齢雇用継続給付費」は対象者が限定されることから除外した。2013年度現在の給付費は1,733億円(社会保障給付費に占める割合は0.16%)である。

資料) 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障統計年報』「D第5表 高齢者関連給付費の前年度との比較(i)実数 構成割合」より作成。このデータは法研から出版されている文字版には掲載されておらず、ネット版からのみ入手できる。

なぜそうになってしまうのか。それは日本の社会保障制度(特に老後の所得保障としての公的年金制度)が、旧態依然のままに「制度間格差・制度内格差」を当然であるかの如く墨守し続けているからである。そこから著しい老後の所得格差が生まれている。年金給付費の総額が総体的に後退していることは問題であるが、同時に、格差構造が解消されないままに低所得高齢者の年金までもが無情にも減額され続けていることは、生存権に関わるより大きな問題なのである。この年金給付格差の問題を解消しない限り、高齢者の貧困を

根本的に解決するには至らないと考える。今の政府が実行しているような高齢者関係社会保障給付費を広く均一に（たとえば一律2.5%カットなどとして）削減していく政策は、元から存在していた貧困高齢者をさらに深い貧困の泥沼に陥らせるだけであり、貧困という境遇に新たに突き落とされる高齢者（近年では「下流老人」とも呼ばれる）の数を増やし続けるだけである。その政策は最低生活保障（ナショナル・ミニマム）という社会保障の根本的な理念を欠いた日本の社会保険制度の問題点を如実に語るものである。

以下、こうした観点から高齢者生活の現状を官庁統計によって明らかにし、併せて高齢者を襲っている年金給付額の引き下げ等の「社会保障と税の一体改革」の問題点を浮き彫りにする。

表-2 高齢者関係社会保障給付費、年金給付費、65歳以上人口等の推移（指数表示、2000年=100）

（単位：%、万円）

	高齢者関係社 会保障給付費	年金給付費 (A)	65歳以上 人口(B)	75歳以上 人口	(A-B)	1人当たり 年金給付費
1990年	52	55	68	66	-13	144.8
1995年	77	80	83	80	-3	170.4
2000年	100	100	100	100	0	177.7（月額14万8083円）
2002年	110	108	107	111	+1	179.9
2004年	114	112	113	123	-1	176.1
2006年	118	118	121	135	-3	174.2
2008年	124	125	128	147	-3	172.9
2010年	134	132	134	157	-2	175.6
2012年	139	135	140	169	-5	171.8
2013年	142	137	145	173	-8	168.1
2014年	143	136	149	177	-13	161.8（月額13万4880円）

（注）1人当たり年金給付費=年金給付費÷65歳以上人口

（出所）表-1より作成。

1. 貧困高齢者の急増

(1) 貧困測定基準の設定

大企業の成長と富裕層の富裕化を優先するアベノミクス（トリクルダウン理論）が施行されてから、一般高齢者の生活が一段と厳しさを増すようになった。なかにはアベノミクスで株価が上がって、キャピタルゲインを取得した高齢者もいるかもしれない。しかし日本の場合、株式を保有する個人投資家の数はアメリカ等に比べると桁違いに少ないのが特徴であり（日本では元々証券市場に信頼感を抱いていない人が多数派である）、アベノミクス効果（キャピタルゲインの増大）の恩恵に浴している高齢者の範囲は、NISA（ニーサ）導入の効果を勘案しても、今もなおかなり限定的である。

ここで、実質的生活保護基準（高齢単身世帯で年収 160 万円＝月額 13 万 3,333 円、高齢夫婦世帯で同 226 万円＝月額 18 万 8,333 円）を貧困測定基準として、貧困な高齢者世帯が今どのくらい存在しているのか推計してみる。¹ここで用いる実質的生活保護基準とは「生活保護を受けていない人が生活保護を受けている人と同等の生活を送るには、いくら必要か」を数値化したものである（算出方法については文末の脚注 i を参照いただきたい）。

言うまでもなく日本の生活保護制度は社会保障の分野区分では公的扶助制度に該当する。公的扶助制度は「パスポート・ベネフィット」と呼ばれる性格を持つ。保護を受けると、保護以外の複数の給付を同時に受けられる（窓口が開く）ようになるので、これを海外旅行の際の「パスポート」に擬えたものである。日本の生活保護制度を例にとるならば、保護受給者は何よりもまず税・社会保険料（公租公課）を免除される。また生活費の他に、病気の場合には医療費（医療扶助）を、要介護の場合には介護サービス利用料（介護扶助）を、借家に住んでいる場合には家賃（住宅扶助）を受給できる。単に日常生活費（生活扶助）が保障されるだけではない。この他にも自治体から水道料の無料化や入浴券（銭湯代）の支給なども提供される。こうした生活保護制度の「手厚さ」により、所得水準が生活保護基準をほんの少し上回っているために生活保護を受けられなかった人は、確実に生活保護受給者以下の生活を送ることになる（これを一般に「逆転現象」と呼ぶ）。生活保護基準にこの $+\alpha$ 部分を含めたものが実質的生活保護基準である。

実質的生活保護基準を用いるべきもう一つの理由は、日本の生活保護制度の捕捉率（貧困世帯の内の何%が現に保護を受けているかを表した数値）がかなり低いからでもある。筆者は日本の生活保護の捕捉率を 10.1%（つまり貧困世帯の 89.9%が漏救）と推計しているが、筆者と異なり生活保護基準そのものを測定尺度として用いた研究においても、捕捉率は約 20%と推計されている。つまり、今の日本では生活保護基準以下の所得で生活している貧困世帯の 80~90%が「漏救」ということである。したがって、測定の対象となる世帯の大部分は生活保護を受けていない世帯（公租公課等を負担している世帯）と考えてよいので、実質的生活保護基準を使うべきだということになる。

参考までに、2014年現在の生活保護の1年間の総支給額（3兆6,810億円）を2014年現在の生活保護受給世帯数（1カ月平均、161万2,340世帯）で除して、1世帯当たりの平均受給額（年額）を算出すると228万3,017円になる。2014年現在の生活保護受給世帯の平均世帯員数は1.34人であるので、平均受給額を平均受給世帯数で除して1人あたりの平均保護受給額を求めると、170万3,744円となる。この金額には生活扶助費以外のいくつかの扶助の支給額も含まれているので、そのままこの数値を貧困測定基準として用いることはできないが、生活保護受給世帯が現に受け取った金額の総平均であることは動かしようのない確かな事実である。生活保護受給世帯に単身世帯が多い（2014年度現在、上記受給世帯数の77.3%が単身世帯である）ことを考慮するならば、本稿で貧困測定基準として採用する実質的生活保護基準（単身世帯で160万円、2人世帯で226万円）は決して保護の実態から離れた高めの数値とは言えない。むしろ厳格に保護基準（生活扶助基準）で測定する手法の方が保護の現実と乖離していると評されるべきであろう。

（2）高齢者世帯の貧困率

表-3は「65歳以上の高齢者のいる世帯」の所得階層分布を示したものである。上半分が2009年のデータで、下半分が2016年のデータである。保護基準は世帯員数ごとに決まる仕組みなので、世帯員数を推定できる世帯構造別（世帯類型別）の所得階層分布データでなければならない。高齢者の単身世帯と夫婦世帯に関しては世帯員数をそれぞれ1人、2人と確定できる。しかし、それ以外の世帯類型に関しては確定できない。各類型の平均世帯員数を採用する方法も考えられるが、小数点以下の数値の処理が壁になる（たとえば1.34人という世帯員数は現実には存在しない）ので、ここでは「その世帯類型が成り立ちうる最小の世帯員数」を採用することにした。具体的には「高齢者単親+未婚子」世帯は世帯員数2人（これ未満はあり得ない）、「その他」世帯は世帯員数2人（これ未満はあり得ない）、「高齢者夫婦+未婚子」の世帯は世帯員数3人（これ未満はあり得ない）、「三世帯」世帯は世帯員数4人（理念上「三世帯」世帯は世帯員数3人でも成り立ちうるが、それは現実的でないⁱⁱ⁾）という具合である。このように各類型別の世帯員数を想定することにより、世帯員数毎に設定された実質的生活保護基準で貧困を測定できるようになる。

表-3 65歳以上の高齢者のいる世帯の所得階層分布（2009年と2016年）（単位：％）

所得階層	三世帯	夫婦と未婚子	単親と未婚子	夫婦のみ	男の単独	女の単独	その他	計
<2009年>								
50万円未満	-	0.3	1.5	0.5	2.7	8.1	0.3	2.0
50～100万円未満	0.4	1.6	6.6	3.0	10.9	22.8	2.1	6.6
100～150万円〃	1.7	2.5	5.6	5.7	17.4	21.5	4.6	8.1
150～200万円〃	0.8	2.8	7.6	6.6	12.0	18.4	6.1	7.7
200～250万円〃	1.5	5.4	11.6	9.4	19.5	12.8	6.1	8.7
250～300万円〃	2.5	7.3	8.1	12.7	14.1	7.6	7.3	8.7
300～350万円〃	3.2	6.0	7.1	15.7	10.9	3.4	7.3	8.6
350～400万円〃	3.4	6.3	9.1	13.0	4.9	0.7	7.0	7.0
400～500万円〃	9.4	13.8	8.1	12.8	3.3	2.0	12.5	9.4
500～700万円〃	17.4	22.4	13.6	11.7	3.8	1.5	15.5	12.0
700万円以上	59.7	31.5	21.2	8.9	0.5	1.1	31.3	21.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯数（万世帯）	351.8	233.8	139.2	599.2	128.5	334.6	225.4	2,012.5
構成比	17.5	11.6	6.9	29.8	6.4	16.6	11.2	100.0
<2016年>								
50万円未満	-	-	0.3	0.2	3.2	3.9	0.2	1.0
50～100万円未満	0.8	1.3	4.6	3.1	11.8	25.1	2.7	7.0
100～150万円〃	1.3	2.5	6.4	4.5	17.7	23.3	4.5	8.2
150～200万円〃	1.4	3.8	9.4	8.0	18.2	19.3	4.6	9.1
200～250万円〃	3.5	5.4	10.7	10.3	17.2	13.9	5.5	9.5
250～300万円〃	1.9	5.9	10.4	13.1	9.4	5.9	6.4	8.4
300～350万円〃	3.0	5.8	9.4	14.6	7.4	3.0	7.1	8.4
350～400万円〃	3.5	5.8	6.4	12.4	4.7	1.7	6.4	7.0
400～500万円〃	7.7	12.0	11.2	13.3	4.7	1.5	11.1	9.5
500～700万円〃	17.6	22.2	14.8	11.9	3.0	1.4	19.3	12.4
700万円以上	59.4	35.5	17.1	8.4	2.7	1.0	32.0	19.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯数（万世帯）	266.8	306.6	194.1	752.6	209.5	446.4	240.5	2,416.5
構成比	11.0	12.7	8.0	31.1	8.7	18.5	10.0	100.0

資料）厚労省『国民生活基礎調査』（平成21年版）p.177、301、同（平成28年版）表-109、表-15、表-5より作成。

測定の結果を示したものが表-4である。左半分が2009年の数値であり、右半分が2016年の数値である。2016年現在で653万世帯、833万6,000人の高齢者が実質的貧困基準以下の所得で生活している。貧困率は09年の24.7%から16年の27.0%へ、7年間で2.3ポイント上昇した。高齢者のいる世帯の優に4分の1以上が実質的生活保護基準と同等またはそれ以下の所得で生活を送っているということである。

表-4 65歳以上の高齢者のいる世帯の貧困率（2009年と2016年）

	<2009年>			<2016年>		
	貧困率 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)	貧困率 (%)	世帯数 (万世帯)	高齢者数 (万人)
男の単独世帯	33.4	42.9	42.9	36.3	76.1	76.1
女の単独世帯	56.1	187.6	187.6	56.2	250.7	250.7
夫婦のみ世帯	20.7	124.0	223.1	21.2	159.2	286.6
単親+未婚子の世帯	27.3	38.0	38.0	26.3	51.0	51.0
夫婦+未婚子の世帯	16.5	38.7	69.7	16.2	49.6	89.3
三世帯世帯	8.2	28.8	43.2	10.1	26.9	40.4
その他の世帯	16.3	36.7	36.7	15.7	39.5	39.5
高齢者のいる世帯計	24.7	496.7	641.2	27.0	653.0	833.6

注) 貧困測定基準：1人世帯年収160万円、2人世帯同226万円、3人世帯同277万円、4人世帯同320万円。

注) 単独世帯と夫婦のみ世帯以外の各世帯類型の平均世帯員数の想定：単身+未婚子世帯とその他の世帯の平均世帯員数を2.0人、夫婦+未婚子世帯の平均世帯員数を3.0人、三世帯世帯の平均世帯員数を4.0人と想定して測定した。

注) 単独世帯と単親+未婚子の世帯以外の各世帯類型の高齢者数の想定：夫婦のみ世帯、夫婦と未婚子の世帯の平均高齢者数を1.8人、三世帯世帯の平均高齢者数を1.5人、その他の世帯の平均高齢者数を1.0人と想定した。

資料) 厚労省『国民生活基礎調査』(平成21年版) p.177, 301、同(平成28年版)表-109、表-15、表-5より作成。

高齢者の増加傾向は今後も続くと考えられる。2030年には貧困な高齢者世帯の数は約700万世帯、そこに生活する高齢者の数は約900万人に達すると推測される。ちなみに生活保護受給世帯は、あらゆる世帯を対象として総数で2017年3月現在164万1,000世帯である。高齢者世帯に限定すると83万7,000世帯である。ここから貧困な高齢者世帯を対象とした生活保護の捕捉率は12.8%に過ぎないことが判る。ⁱⁱⁱ厚労省の人口推計によると、高齢人口の増加は3,700万人がピークと目されているので、貧困高齢者約900万人は相当に大きな数と言わねばならない。人口比で見ても高齢者の約24%が貧困となる。今次年金カット法の影響により、いま以上に貧困に転落する高齢者が増えると思われるので、この程度で済む

かどうかに関しては予断を許さない。

このままでは12年後に貧困高齢者が700万世帯、900万人となる。筆者はこれを「貧困パンデミック」と呼んでいる。パンデミックとはインフルエンザなどの感染症が突然拡大し始めることを意味する。いま政府の年金削減策を止めないと「貧困パンデミック」が発生することになるのではないか。このような事態に立ち至ったときに、現在の生活保護制度で対応できるであろうか。恐らく厚労省は貧困高齢者の数が多くならないように、再び生活保護基準そのものを引き下げるであろう。しかし、それは統計数値上の貧困高齢者数を少なくすることはできても、現に生活苦の中に沈んでいる高齢者の数を少なくすることはできない。

(3) 高齢単独世帯の高い貧困率

世帯類型別にみると、貧困率が最も高いのは女の高齢単独世帯で、56.2%（250万7千世帯）に達している（表-4）。一般にどの国でも高齢期には女性の一人暮らし世帯が増えるものだが、日本の場合、その半数以上が実質的生活保護基準以下の所得で生活している。これが日本の特徴である。女性高齢者の貧困の背景には、年金支給額がその人の年金保険料納付期間に正比例して決定される仕組みの問題がある。女性は結婚・出産・育児の約10年間、家庭責任を果たすために仕事から離れる人が多く、どうしても保険料納付期間が男性よりも約10年短くならざるを得ない。育児を終えて再就職しても低賃金のパートで働くことが多く、厚生年金に加入しづらいことも多い。女性の場合、その結果として、配偶者が死亡して独り暮らしになった途端に、低年金受給者が大量に発生することになる。

次に貧困率が高いのは男の高齢単独世帯で36.3%（76万1千世帯）である（表-4）。2000年以前は男の単独世帯の数そのものが極めて少なかったこともあり、1人暮らし男性高齢者の貧困はレアケースと言ってよかった。近年では家族形成に関する意識の変化により、生涯未婚率や中年期以降の離婚率が上昇している。1人暮らし男性高齢者の数が増え、それに伴って高齢男性の貧困が増えつつある。しかし、貧困の真の理由は老後の婚姻状況の変化にあるというよりも、やはり「保険料納付期間比例制」（老後に受け取れる年金受給額が現役時代の年金保険料の納付済月数に正比例して決定されること）「標準報酬月額総平均比例制」（老後に受け取れる年金受給額が現役時代の給与水準＝標準報酬月額に比例して決定されること）の公的年金の算定方式にあると言うべきであろう。

バブル経済の崩壊以降、会社の倒産・解雇等の事情により順調に拠出実績を積み上げられなかった男性（中小企業労働者に多い）が増えている。そういう男性は自らの病気を契機に経済的な理由から配偶者と老後離婚しやすくなり、1人暮らし高齢者として貧困な老後を迎えるようになる。女性の出産・育児退職とは事情が異なるが、男性高齢者のなかにも順調な職業生活を送れなかったという点では女性と共通する側面を持つ人が増えている。以前、男性高齢者の貧困がレアケースであったのは、高度経済成長を背景に順調な拠

出実績の積み上げが可能で、それが年金受給額にプラスに作用していたからである。今にして思えば、それは日本の勤労者にとって「かりそめの僥倖」の時代だったのかもしれない。

バブル経済崩壊以降の不安定な雇用環境のもとでは、日本の公的年金制度の仕組みは低年金受給者を増大させ、年金格差を拡大させる方向に働く。雇用の長期安定を大前提に年金制度が作られているからである。ジェンダー研究の側からは「男性一人働きモデルを前提とした公的年金制度」と批判されるが、本質的には「長期安定雇用を前提とした公的年金制度」であり、相対的に女性の方が男性よりも雇用の不安定に晒されやすいことが原因である。この点では女性も男性も共通の運命の下に置かれている。不安定な雇用の時代を経験しても、それが直接的に老後生活のマイナスに結びつかないような年金制度の構築が必要とされている。雇用が安定している一部の上層労働者を除いて、それが崩壊した今では、従来の公的年金制度を墨守することには無理がある。中間以下の多数派の人々が不利益を被る制度は改められるべきである。

また、「単親＋未婚子」世帯の貧困率も高く、26.3%（51万世帯）となっている。雇用の不安定等を理由に、結婚できない中年の未婚子を抱えた単親高齢者の世帯は貧困率が高い。さらに、高齢夫婦世帯でも貧困率は21.2%（159万2千世帯、286万6千人）に達している。そこに含まれる貧困高齢者数は女性の単独世帯の貧困者数を上回り、数の上では最大のグループを形成している。夫婦の年金を合算しても、実質的生活保護基準（年に226万円）に達しない世帯が2割以上もいることに驚かざるを得ない。

上で述べてきたことをまとめると、単独高齢者世帯（男女を問わない）、中年未婚子のいる単身高齢者世帯、夫婦二人きりの高齢者世帯の3グループで貧困率が高い。これら3つのグループはいわゆる直系家族における「家」の存続という観点から見ると、「変則的家族」（かつては「欠損世帯」と呼ばれた）に分類される。三世代世帯の貧困率が最も低い（10.1%、26万9千世帯、40万4千人）ことを考慮するならば、日本の年金制度は個人単位の支給制でありながらも全ての高齢者個人を守り切ることはできておらず、世代的再生産の順調な世帯にいる高齢者の老後を保障するに足る性格のものでしかないことが判明する。「家」の順調な存続に組み込まれた高齢者は貧困に陥りにくいということである。核家族世帯が標準的家族形態となった今、そういう三世代型高齢者はむしろ少数派に属する。65歳以上高齢者のいる世帯の11%に過ぎない（表-3）。日本の現行公的年金制度は依然として「家」と「家族」の存続を前提にするという後進性を色濃く残した制度なのではないか。

2. 貧困高齢者急増の要因

(1) 高齢者世帯の家計収支—総務省『家計調査年報』の分析から—

ここでは総務省『家計調査年報』を用いて、無職の高齢単身世帯と無職の高齢夫婦世帯の家計の変化から、高齢者世帯の貧困の原因と発生メカニズムを追究することにした。高齢者世帯に関する『家計調査』のデータが現在の様式に変更された2002年を起点として、2009年、2016年のデータを用いることにより、無職の高齢単身世帯と無職の高齢夫婦世帯の家計の14年間の変化を辿ることにする。

ここで用いられたデータは、前章で用いた実質的貧困基準（一人世帯で年収160万円、二人世帯で年収226万円）との関係で見ると、高齢単身世帯の2016年の平均世帯年収は147万1千円に過ぎないから、明確に実質的生活保護基準以下である。つまり『家計調査』の高齢単身世帯に関する平均化されたデータは、貧困単独高齢世帯の家計状況そのものを反映している。他方、高齢夫婦世帯の平均年収は255万4千円であるので、実質的生活保護基準を28万6千円（月額換算で2万3,833円）上回っている。したがって、『家計調査』の高齢夫婦世帯に関するデータは、厳密には貧困夫婦高齢世帯の家計状況とは言えない。しかし、その差は無職の貧困高齢夫婦世帯に関するデータとして参考にならないほどかけ離れたものではない。家計費目の変化や動向は貧困高齢者世帯とかなり共通していると考えてよい。市場経済の下では消費の平準化が進んでいるからである。もちろん格差社会の今日、階層消費も同時に進行している。それでも年収223万円未満の世帯と平均年収255万円の世帯との間に際立った消費格差は存在しないと考えるであろう。つまり、貧困高齢夫婦世帯に固有の消費動向というものはないし、むしろ無職の高齢夫婦世帯の家計から判明する変化と動向をより強く体現しているのが貧困高齢夫婦世帯の姿であると考えられる。

① 無職の高齢夫婦世帯の家計収支（名目額でみた概況）

最初に、表-5を大きな視点から見ていくことにする。

無職の高齢夫婦世帯の実収入は、2016年現在、月額21万3千円弱である。この14年間に月額で1万8千円余も実収入が低下した。世帯年収に換算すると14年間に22万5千円（丸々1カ月分の実収入に相当する）の低下である。一口に「失われた二〇年」と言われるが、高齢者世帯もかなりドラスティックな収入の低下に見舞われたことになる。

実収入が低下した最も大きな理由は、社会保障給付（年金給付額）の低下である。14年間に月額2万2千円余（年額換算では27万2千円余）も低下しており、実収入の低下額を実に月額4千円弱上回っている。年金が下がった分、配偶者の稼働収入の増加等で実収入減をカバーしている状況が表から読み取れる。つまり高齢夫婦世帯の実収入の低下は、社会保障政策（主として年金政策）を通じた、政府に主導された結果なのである。

表一5 無職の高齢夫婦世帯の主な家計費目（名目）の変化（2002年、2009年、2016年）

（単位：円、2002年=100）

	実 数			指 数			増減額 (2016-2002)
	2002年	2009年	2016年	2002年	2009年	2016年	
I. 実 収 入	231,549	224,154	212,835	100	96.8	91.9	-18,714
1. 配偶者の稼働収入	3,057	2,750	5,068	100	90.0	165.8	+2,011
2. 財産収入	2,285	2,014	4,300	100	88.1	188.2	+2,015
3. 社会保障給付	215,726	208,303	193,051	100	96.6	89.5	-22,675
II. 実 支 出	269,962	266,279	267,546	100	98.6	99.1	-2,416
1. 消費支出	246,275	235,203	237,691	100	95.5	96.5	-8,548
①食 料	57,430	58,042	64,827	100	101.1	112.9	+7,397
②被服・履物	9,902	7,461	6,676	100	75.3	67.4	-3,226
③家具・家事用品	9,568	8,838	9,017	100	92.4	94.2	-551
④住 居 費	20,867	14,599	14,700	100	70.0	70.4	-6,167
⑤光熱・水道	17,809	18,737	18,851	100	105.2	105.9	+1,042
⑥保健医療	14,499	15,633	15,044	100	107.8	103.8	+545
⑦交通・通信	22,681	23,490	25,256	100	103.6	111.4	+2,575
⑧教 育	6	2	1	-	-	-	-5
⑨教養娯楽	26,196	27,770	26,303	100	106.0	100.4	-107
⑩交 際 費	38,203	32,708	29,033	100	85.6	76.0	-8,495
2. 非消費支出	23,686	31,076	29,856	100	131.2	126.0	+6,170
①直 接 税	10,876	14,522	12,639	100	133.5	116.2	+1,763
②社会保険料	12,723	16,488	17,171	100	129.6	135.0	+4,448
III. 実支出以外の支出							
1 純預貯金	-38,539	-28,732	-31,415	-100	-74.6	-81.5	-7,124
2 保険掛金	22,148	13,917	7,418	100	62.8	33.5	-14,730
3 クレジット購入返済	8,917	11,816	19,468	100	132.5	218.3	+10,551
4 可処分所得	207,863	193,077	182,980	100	92.9	88.0	-24,883
5 家計黒字額	-38,413	-42,125	-54,711	-100	-109.7	-142.4	-16,298
6 有業人員	0.05人	0.05人	0.08人				
7 世帯主年齢	72.9歳	73.3歳	75.2歳				
8 持家率	88.6%	90.8%	94.7%				
9 世帯年収	277.9万円	269.0万円	255.4万円				-22.5万円

注) 世帯年収は実収入を12倍して算出した。

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

その反面、実支出の方は殆ど低下しなかった。14年間でわずか月額2,614円の低下に過ぎない。支出の内訳に関しては後で述べることにする。実収入の低下に伴って実支出が殆ど低下しなかったために、家計の収支バランスは大幅に悪化（赤字化）した。2002年には無職の高齢夫婦世帯の家計赤字額は月額3万8千円余だったのに対して、2016年には赤字額は月額5万5千円弱に達している。その結果、預貯金の取り崩し額は月額3万円余に達しており、年間では37万7千円弱も高齢者の貯金が目減りしている計算になる。家計赤字額と預貯金取り崩し額の差額部分は、保険の解約やクレジット購入などによって埋め合わされている（表-6参照）。

表-6 高齢無職世帯における財産の形成と取崩の状況（2016年）

（単位：円）

実収入以外の受取（財産の取崩）			実支出以外の支払（財産の形成）		
費目	単身世帯	夫婦世帯	費目	単身世帯	夫婦世帯
預貯金引出	141,124	252,003	預貯金	121,054	220,588
保険金	7,843	21,649	保険料	5,176	7,418
有価証券売却	0	928	有価証券購入	36	586
土地家屋借入金	0	0	土地家屋借金返済	591	2,383
他の借入金	24	206	他の借金返済	264	459
分割払購入借入金	807	2,619	分割払購入借入金返済	625	2,180
一括払購入借入金	8,782	24,842	一括払購入借入金返済	6,303	17,288
財産売却	0	118	財産購入	0	7,097
その他	269	555	その他	625	1,043
計	158,849	302,920	計	134,675	259,043
純取崩額				24,174	43,877

注）表-5において家計黒字額（実収入-実支出）が単身世帯で32,938円の赤字、夫婦世帯で54,711円の赤字となっているのは、上記の取崩額以外に、「前月からの繰入金」（財布に残っていたお金）と「来月への繰越金」（財布に残っているお金）との差額（繰越金の減少）が加わるためである。

資料）総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の2016年度データより作成。

実収入が低下するなかで、直接税と社会保険料負担は14年間に月額6千円余も上昇した（表-5、「2 非消費支出」の「増減額」参照）。年間7万4千円余の負担増である。実収入から非消費支出（直接税+社会保険料）を差し引いた金額のことを可処分所得と言うが、結果的にそれは14年間に月額2万5千円弱低下した。年間では30万円弱の低下である。社会保障給付を削減して高齢者世帯の収入を減らしただけでなく、税・健康保険料・介護保険料などの諸負担を引き上げた。まさに高齢者世帯は政府の政策によって収支両面から挟み撃ちにされた恰好である。これに消費税率の8%への引き上げの影響を含めたなら

ば、高齢者世帯が負う公租公課は14年間にどれほど重くなったのであろうか。実質可処分所得はどれほど低下したのであろうか。家計を分析すると、今、多くの高齢者が政府の年金引下げに対して怒り心頭に発している理由がよく理解できる。

② 無職の高齢夫婦世帯の消費支出—緊縮家計の常態化—

前項で実支出は14年間で2千円余しか低下していないと指摘した。その理由は実支出のなかの非消費支出(税・社会保険料)が14年間で月額6千円余引き上げられてきたために、そのあおりを受けて消費支出(いわゆる家計費)の方が14年間で月額8千円余低下したためである。今日、消費抑制が高齢者世帯に限定されることなく、一般勤労者世帯にまで広がっている。テレビで「サラめし」とか「手作り弁当」講座とか、いかに昼食を安価で栄養豊かに提供できるかに関する番組が人気を博しているのは、昨今の消費抑制圧力のせいである。ここでは消費支出を主だった一〇費目に分類して検討することにしよう。

14年間に支出額が増加した費目と減少した費目がある。前者から先に述べると、光熱・水道費、交通・通信費、保健医療費という「社会的固定費目」に分類される費目が、いまでも家計費圧迫の三巨頭である。この14年間に順に、月額1千円余、2千円余、5百円余、支出額が増加した。三者合計の支出額は月額5万9千円余に達しており、14年間で4千円余の支出増となっている。高齢者がわずかな年金から月々6万円近い金額を捻出するのは容易ではない。これらの費目は、日常生活を送る上で消費量をコントロールすることが難しく、毎月決まった額が固定的に支出され、支出額に貧富の差があまりないために「社会的固定費目」と呼ばれる。また料金が金融機関を通じて毎月自動的に引き落とされることが多いために、支出額があまり意識されないことが多い。またこれらの諸サービスは、そのほとんどが公共機関や独占的大企業によって提供されているために、価格競争が働きにくく、いわば「言い値」で買わされている傾向にある。本来は、保健医療費や光熱・水道費に象徴されるように、この領域に属する費目を如何に安価に安定的に提供できるかが、政府の責任でなければならないのだが、日本では原発に象徴されるように、公共財が利権の巢になることが多く、不透明に設定された割高な価格で支出させられているのが現状である。

こうした支出額が増大した費目があるために、実収入が低下する中で支出額を減らさなければならぬ費目が生じることになる。後者には被服・履物費、住居費(高齢者の場合、家屋の修繕補修費)、教養娯楽費、交際費が該当する。これらの費目は財布から直接支払うので購入量を減らしたり、より安価な商品に代替したりすることが比較的容易な費目である。また価格破壊が進んだ領域でもある。無職の高齢夫婦世帯の場合は、毎日出勤する必要がないので、外食費や被服・履物費の節約は一般勤労者世帯以上に進む傾向にある。定年退職して勤労から解放されると、教養娯楽や交際費への要求が高まるのは自然な流れであるが、年金が減らされている現状の下では、これら老後の楽しみを充足させる費目もまた節約の対象とならざるを得ない。多くの高齢者は、自分の老後生活がこれほどまでに愉

しみの少ない窮屈な生活であるとは想像もしなかったに違いない。

交際費の大幅な節約圧力は、「ジミ婚」「ジミ葬」の普及という冠婚葬祭の一大革新をもたらした。このような葬祭形式の激変は明治期以来かつてなかったことではないか。筆者にも、家族葬だったために最期のお別れが出来なかった恩人が何人もいる。これは庶民生活の一種の貧困化と言って良い。近年では人の死も軽く扱われるようになったものと思われる。

③ 高齢期生活における公的年金の意味

表-7は、公的年金の有無別に高齢者世帯の所得分布を見たものである。世帯収入が「公的年金しかない世帯」と「公的年金と公的年金以外の収入の二つある世帯」と、「公的年金以外の収入しかない世帯（無年金世帯）」の三つに区分して表示している。2009年と2016年を比較すると、この7年間に公的年金しか収入のない世帯が9ポイント弱減少し、それに代わって年金+年金以外の収入で生活する高齢者世帯が9ポイント強増加している。世帯数で見ると、前者が160万9千世帯増（増加率30.3%）であるのに対し、後者は253万5千世帯増（増加率76.4%）となっている。無年金の高齢者世帯はどちらの年も約4%と変化がない。世帯数では10万1千世帯増（増加率27.2%）となっている。無年金高齢者世帯は長期的には低下傾向にあったのだが、このところ下げ止まりしている。高齢者世帯そのものが急増している現状を考慮すると、無年金高齢者世帯の絶対数は今後もジリジリと増えていくと思われる。

表-7の縦の計の欄を見ていてつくづく思うことは、日本の高齢者の所得水準は本当にバラバラであるということである。年収50万円未満層と500万円以上層を除いて、ほぼ均等に分布している。各人各様の老後収入。それが日本人の老後生活の最大の特徴ということである。中間層が肥大化している傾向は全く見られない。だから高齢者に関する施策に関して、平均値を根拠に据えることは止めるべきなのである。そもそも老後生活にある程度平準化するために公的年金制度は存在するのではなかったか。日本の公的年金はそういう機能をほとんど果たしていない。現役の時の経済格差がそのまま老後に持ち越されるかたちになっている。公的年金制度の根本的意義に立ち返らないと、貧困高齢者の増加を止めることはできない。

表-7 公的年金の有無別・高齢者世帯の所得階層分布（2009年と2016年）

（単位：％）

所得階層	年金のみ	年金+年金以外の収入	無年金	計
<2009年>				
50万円未満	5.0	0.6	1.6	3.3
50～100万円未満	12.9	5.9	25.8	11.0
100～150万円〃	16.3	8.0	17.7	13.5
150～200万円〃	14.3	7.1	11.3	11.7
200～250万円〃	13.0	8.4	11.3	11.3
250～300万円〃	12.0	11.0	4.8	11.3
300～350万円〃	12.1	9.1	3.2	10.7
350～400万円〃	8.1	7.6	4.8	7.8
400～500万円〃	4.4	14.7	4.8	8.0
500～700万円〃	1.7	16.4	6.5	7.0
700万円以上	0.1	11.3	8.1	4.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯数（万世帯）	530.5	331.8	38.6	929.2
構成比	60.9	35.0	4.0	100.0
<2016年>				
50万円未満	2.6	0.3	7.4	1.8
50～100万円未満	17.0	3.6	20.4	11.3
100～150万円〃	16.2	6.9	27.8	12.5
150～200万円〃	17.0	8.7	10.2	13.1
200～250万円〃	14.4	10.2	7.4	12.3
250～300万円〃	11.4	10.3	2.8	10.6
300～350万円〃	10.6	10.7	4.6	10.4
350～400万円〃	5.5	10.5	3.7	7.7
400～500万円〃	3.2	14.2	3.7	8.1
500～700万円〃	1.7	13.3	2.8	6.9
700万円以上	0.1	10.9	6.5	4.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯数（万世帯）	691.4	585.3	49.1	1,327.1
構成比	52.1	44.1	3.7	100.0

資料) 厚労省『国民生活基礎調査』(平成21年版)42,322ページ、同平成28年版、第12表、第119表より作成。

④ 実質額で捉え直した無職の高齢夫婦世帯の家計収支

これまでの分析はあくまでも名目額での変化を捉えたものであり、物価変動の影響を考慮してこなかった。一定期間に物価が1%低下していれば、たとえ年金収入が1%低下したとしても、生活水準は変わらない。その逆もまた真である。そこで物価変動を考慮した実質額での変化について、簡単な分析を付け加えておきたい。それは、これまでの名目額での分析を補強する結果となった。

表-8-① 消費者物価指数（総合）（2015年基準を2002年基準に変換）

2002年	97.5	100.000	2007年	97.2	99.692	2012年	96.2	98.667
2003年	97.2	99.692	2008年	98.6	101.128	2013年	96.6	99.077
2004年	97.2	99.692	2009年	97.2	99.692	2014年	99.2	101.743
2005年	96.9	99.385	2010年	96.5	98.974	2015年	100.0	102.564
2006年	97.2	99.692	2011年	96.3	98.769	2016年	99.9	102.461

注) 2015年基準を2002年基準に変換する際、変換誤差を小さくするために小数点以下第3位まで表示した。

資料) 総務省統計局「2015年基準消費者物価指数」より作成。

表-8-② 消費者物価指数の変動（2002年=100）

費目分類	ウェイト	2002年	2009年	2016年
総合	100.00	100.0	99.692	102.461
①食料費	26.23	100.0	103.406	111.758
②被服・履物費	4.12	100.0	99.691	104.732
③家具・家事用品費	3.48	100.0	99.411	98.037
④住居費	20.87	100.0	99.411	98.037
⑤光熱・水道費	7.45	100.0	106.551	114.585
⑥保健医療費	4.30	100.0	102.235	102.540
⑦交通・通信費	14.76	100.0	97.650	100.102
⑧教育費	3.16	100.0	105.048	98.640
⑨教養娯楽費	9.89	100.0	90.820	89.143
⑩諸雑費	5.74	100.0	103.567	115.880
内) 他の諸雑費	2.01	100.0	102.339	118.128

注) 交際費の物価指数は別掲されていないが、諸雑費のなかの「他の諸雑費」に交際費が含まれているので、「他の諸雑費」の物価指数を交際費の物価指数とした。

資料) 総務省統計局「2015年基準消費者物価指数」より作成。

分析結果を見るに先立ち、この間の消費者物価指数の動向について一言説明しておく。表-8-①は2002年から2016年までの消費者物価指数（総合）の変化を示したものである。総務省統計局「2015年基準消費者物価指数」は2015年の物価を100.0とするパーシェ式で表示されているので、それを2002年の物価を100.0とするラスパイレズ式に置き換えた。その結果は表に示されているとおり、2014年以降、物価水準は上昇傾向にある。物価水準が上昇しているときに年金収入が減額されることは、名目額の減少以上に生活水準が悪化したことを意味する。

また消費者物価指数は、表-8-②に示したように、費目ごとのウェイト（ある費目が支出全体に占める割合を想定すること）とともに、費目ごとの物価水準の変動も示されている。本稿では正確を期すために、出来る限り費目ごとの物価指数を用いた。ただし、消費支出の十大費目以外に関しては、全て消費者物価指数（総合）を用いて、名目額を実質額に改めた。

その結果が表-9である。14年間における実収入の低下幅は月額2万3,826円であり、名目額での低下幅1万8,714円を5千円以上、上回っている。社会保障給付（年金給付）も同様に2万7,312円の低下であり、名目額での低下2万2,675円を4,637円上回っている。少し大仰に表現するならば、昨今の年金給付水準の引き下げは「デフレ下の年金引下げ」ではなく「インフレ下の年金引下げ」だったのであり、本来ならば、安倍首相が「世界に冠たる日本の社会保障を守る」と大見得を切っている以上、むしろ年金給付水準を引き上げなければならなかったのである。

アベノミクスはそもそも、その発足時に2%のインフレターゲットを設定していた。なぜ高齢者の年金を引き下げなければならなかったのか。矛盾した政策を同時進行させている。これは全く理解できない。元々の年金水準が高すぎるので、少くく下げてでも大丈夫とでも思っているのであろうか。もしそうであるならば、国民年金の満額（最高額）が月額6万4千円であり、それ以下の年金を受給している高齢者がどれほど大量に存在しているのか、明らかにしてから実行すべきではなかったか。なぜ政治の場面では、国民の実態が暗数化されてしまい、平均値ばかりが大手を振ってまかり通るのだろうか。そもそも格差の激しい所得水準や貯蓄水準の平均値は、飽くまでも時系列的変化を見る際に有効なものであり、それをそのまま身長や体重に関する平均値のように、今現在の国民の実態を表す代表値であると考えてはならない。むしろ、最頻値や中央値を重視すべきである。それが統計学の常識ではないか。

表一9 無職の高齢夫婦世帯の主な家計費目（実質）の変化（2002年、2009年、2016年）

（単位：円、2002年=100）

	実 数			指 数			増減額 (2016-2002)
	2002年	2009年	2016年	2002年	2009年	2016年	
I. 実 収 入	231,549	224,846	207,723	100	97.1	89.7	-23,826
1. 配偶者の稼働収入	3,057	2,758	4,946	100	90.2	161.8	+1,889
2. 財産収入	2,285	2,020	4,197	100	88.4	183.7	+1,912
3. 社会保障給付	215,726	208,947	188,414	100	96.9	87.3	-27,312
II. 実 支 出	269,962	267,102	261,120	100	98.9	96.7	-8,842
1. 消費支出	246,275	235,930	231,982	100	95.8	94.2	-14,293
①食 料	57,430	56,130	58,007	100	97.7	101.0	+577
②被服・履物	9,902	7,484	6,374	100	75.6	64.4	-3,528
③家具・家事用品	9,568	8,890	9,198	100	92.9	96.1	-370
④住 居 費	20,867	14,685	14,994	100	70.4	71.9	-5,873
⑤光熱・水道	17,809	17,585	16,452	100	98.7	92.4	-1,357
⑥保健医療	14,499	15,291	14,671	100	105.5	101.2	+172
⑦交通・通信	22,681	24,055	24,761	100	106.1	109.2	+2,080
⑧教 育	6	2	1	-	-	-	-5
⑨教養娯楽	26,196	30,577	29,506	100	106.0	100.4	+3,310
⑩交 際 費	38,203	31,960	24,578	100	83.7	64.3	-13,625
2. 非消費支出	23,686	31,172	29,139	100	131.6	123.0	+5,453
①直 接 税	10,876	14,567	12,335	100	133.9	113.4	+1,459
②社会保険料	12,723	16,539	16,758	100	130.0	131.7	+4,035
III. 実支出以外の支出							
1 純預貯金	-38,539	-28,820	-30,660	-100	-74.8	-79.6	-7,879
2 保険掛金	22,148	13,960	7,240	100	63.0	32.7	-14,908
3 クレジット購入返済	8,917	11,853	19,000	100	132.9	213.1	+10,083
1. 可処分所得	207,863	193,674	178,585	100	93.2	85.9	-29,278
2. 家計黒字額	-38,413	-42,255	-53,397	-100	-110.0	-139.0	-14,984
3. 有業人員	0.05人	0.05人	0.08人				
4. 世帯主年齢	72.9歳	73.3歳	75.2歳				
5. 持家率	88.6%	90.8%	94.7%				
6. 世帯年収	277.9万円	269.8万円	249.3万円				-28.6万円

注) 消費支出とそこに含まれる費目以外の全ての費目に関しては、消費支出（総合）の物価指数で計算した。

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

実質額でみた無職の高齢夫婦世帯の家計収支に関して、一つだけ付言しておきたい。それは食料費についてである。この14年間に食料費は名目額では7,379円の増加であったが、実質額では577円の増加に止まっている。つまり物価上昇が激しかった費目ということになる。2002年を100.0とした物価指数で見ると、2016年のそれは111.8に上昇している。諸雑費、光熱・水道費に次いで物価上昇の激しかったのが食料費である。今回、日本政府は高齢者の命を支える食料費の価格が高騰している時期に、年金水準の引き下げを断行したことになる。政府は様々な政策を遂行する上で参考にするべき統計データを自らの手で集め、分析し、公表している。なぜそうした自らが真っ先に入手しうるデータを根拠にして、政策を推し進めないのであろうか。今の政府にとって、現実とか事実というものは容易に無視しうるものなのであろうか。その一点にアベノミクスの政策イデオロギー偏重が明確に示されている。

(2) 無職の高齢単身世帯の貧困

統計データの分析が続くが、貧困を体現している無職の高齢単身世帯の状況についても、その概略を述べておきたい。

表-10は名目額でみた場合の無職の高齢単身世帯（以下、単身世帯と略す）の家計収支の変化を示している。無職の高齢夫婦世帯（以下、夫婦世帯と略す）に比べると実収入、社会保障給付（年金給付）ともに減少幅は小さいが、実支出と消費支出は夫婦世帯よりも減少幅が大きくなっている（指数表示の欄を参照）。収入の低下に伴い、特に消費支出の節約が夫婦世帯以上に進行している。なかでも交際費、住居費（修繕補修費）、被服・履物費の節約が著しい。節約することによって、預貯金の減少と家計赤字の増加を防止しようとする様子が窺える。これは単身世帯の場合、もともと実収入それ自体が実質的生活保護基準をかなり下回っているため、家計収支そのものが縮小均衡化せざるを得ないためである。

表-11は実質額で捉えなおした場合の単身世帯の家計収支の変化を示している。名目額で見た場合よりも、実収入、社会保障給付（年金給付）、実支出、消費支出ともに減少幅が大きく表れている。国の政策に関与している人々から見れば軽微な削減に思えるかもしれないが、インフレ下の年金給付の減額が単身世帯に与えた影響は夫婦世帯以上に大きかったことがわかる。

このまま公的年金の裁定に関して「マクロ経済スライドの厳格な適用」が推し進められていくなれば、無職の高齢単身世帯の可処分所得は今まで以上のスピードで保護基準以下に押し下げられていく。現在、高齢者世帯に対する生活保護の捕捉率が12.7%でしかない日本において（貧困救済に失敗している日本において）、高齢単身世帯の貧困は今後も漏救率87.3%のままに放置され続けるのであろうか。こういう高齢期の貧困の政策的放置は、働くことの意味や生きることの意味それ自体をも破壊していくのではないか。

表-10 無職の高齢単身世帯の主な家計費目（名目）の変化（2002年、2009年、2016年）

（単位：円、2002年=100）

	実 数			指 数			増減額 (2016-2002)
	2002年	2009年	2016年	2002年	2009年	2016年	
I. 実 収 入	128,679	124,316	122,607	100	96.6	95.3	-6,072
1. 財産収入	925	1,453	1,513	100	157.1	163.6	+588
2. 社会保障給付	119,454	116,177	113,721	100	96.4	95.2	-5,733
II. 実 支 出	159,351	150,309	155,545	100	94.3	97.6	-3,806
1. 消費支出	147,978	137,647	143,460	100	94.3	90.0	-4,518
①食 料	31,404	32,072	36,003	100	102.1	114.6	+4,599
②被服・履物	5,696	4,676	4,219	100	87.2	74.1	-1,477
③家具・家事用品	5,306	4,968	5,288	100	93.6	99.7	-18
④住 居 費	16,630	13,126	12,299	100	78.9	74.0	-4,331
⑤光熱・水道	10,998	12,211	12,622	100	111.0	114.8	+1,624
⑥保健医療	7,510	7,423	8,041	100	98.8	107.1	+531
⑦交通・通信	10,297	10,393	12,166	100	100.9	118.2	+1,869
⑧教 育	12	14	11	-	-	-	-1
⑨教養娯楽	16,754	17,438	17,384	100	104.1	103.8	+630
⑩交 際 費	28,820	22,150	19,491	100	76.9	67.6	-9,329
2. 非消費支出	11,374	12,662	12,085	100	111.3	106.3	+711
①直 接 税	6,289	7,081	6,882	100	112.6	109.4	+593
②社会保険料	4,669	5,531	5,185	100	118.5	111.1	+516
III. 実支出以外の支出							
1 純預貯金	-30,147	-19,792	-20,070	-100	-65.7	-66.6	-10,077
2 保険掛金	11,637	6,182	5,176	100	53.1	44.5	-6,461
3 クレジット購入返済	4,039	6,543	6,928	100	162.0	171.5	+2,889
<参 考>							
1. 可処分所得	117,305	111,653	110,522	100	95.2	94.2	-6,783
2. 家計黒字額	-30,672	-25,994	-32,938	-100	-84.7	-107.4	-2,266
3. 世帯主年齢	74.3歳	74.9歳	76.2歳				
4. 持家率	72.4%	77.8%	83.7%				
5. 世帯年収	154.4万円	149.2万円	147.1万円				-7.3万円

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

表-11 無職の高齢単身世帯の主な家計費目（実質）の変化（2002年、2009年、2016年）

（単位：円、2002年=100）

	実 数			指 数			増減額 (2016-2002)
	2002年	2009年	2016年	2002年	2009年	2016年	
I. 実 収 入	128,679	124,700	119,662	100	96.9	93.0	-9,017
1. 財産収入	925	1,457	1,477	100	157.5	159.7	+552
2. 社会保障給付	119,454	115,533	110,806	100	96.7	92.8	-8,648
II. 実 支 出	159,351	150,773	151,809	100	94.6	95.3	-7,542
1. 消費支出	147,978	138,072	140,014	100	93.3	94.6	-7,964
①食 料	31,404	31,016	32,215	100	98.8	102.6	+811
②被服・履物	5,696	4,690	4,028	100	82.3	70.7	-1,668
③家具・家事用品	5,306	4,997	5,394	100	94.2	101.7	+88
④住 居 費	16,630	13,204	12,545	100	79.4	75.4	-4,085
⑤光熱・水道	10,998	11,460	11,015	100	104.2	100.2	+17
⑥保健医療	7,510	7,261	7,842	100	96.7	104.4	+332
⑦交通・通信	10,297	10,643	12,153	100	103.4	118.0	+1,856
⑧教 育	12	14	11	-	-	-	-1
⑨教養娯楽	16,754	19,201	19,501	100	114.6	116.4	+2,737
⑩交 際 費	28,820	21,643	16,500	100	75.1	57.3	-12,320
2. 非消費支出	11,374	12,701	11,795	100	111.7	103.7	+421
①直 接 税	6,289	7,103	6,717	100	112.9	106.8	+428
②社会保険料	4,669	5,548	5,060	100	118.8	108.4	+391
III. 実支出以外の支出							
1 純預貯金	-30,147	-19,853	-19,588	-100	-65.9	-65.0	-10,559
2 保険掛金	11,637	6,201	5,052	100	53.3	43.4	-6,585
3 クレジット購入返済	4,039	6,563	6,762	100	162.5	167.4	+2,723
<参 考>							
1. 可処分所得	117,305	111,998	107,867	100	95.5	92.0	-9,438
2. 家計黒字額	-30,672	-26,074	-32,147	-100	-85.0	-104.8	-1,475
3. 世帯主年齢	74.3歳	74.9歳	76.2歳				
4. 持家率	72.4%	77.8%	83.7%				
5. 世帯年収	154.4万円	149.7万円	143.6万円				-10.8万円

注) 消費支出とそこに含まれる費目以外の全ての費目に関しては、消費支出（総合）の物価指数で計算した。

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

(3) 消費税率8%の深刻な影響—高齢者世帯の高い消費税負担率—

高齢者が消費税を勤労者世帯よりも高い税率で納めている状況について検証する。表12の「所得階層別租税負担額と負担率」（消費税率5%だった2013年度と8%に引き上げられた2014年度の比較対照表）を参照されたい。

表12 所得階層別租税負担額と負担率（2013年度と2014年度の比較）（単位：%）

勤労者世帯 (二人以上)	年間消費 税額 (A)	年間直接 税額 (B)	平均年間 収入 (C)	消費税 負担率 (A/C)	直接税 負担率 (B/C)	実質 税負担率 (A+B/C)
＜2013年度（5%）＞						
第I10分位	105,012円	122,508円	282万円	3.72	4.34	8.07
第X10分位	272,767円	1,462,440円	1,425万円	1.91	10.26	12.18
勤労者世帯平均	178,912円	506,460円	701万円	2.55	7.22	9.78
高齢単身無職世帯	74,658円	73,488円	152万円	4.91	4.83	9.75
高齢夫婦無職世帯	130,697円	151,488円	258万円	5.07	5.89	10.94
＜2014年度（8%）＞						
第I10分位	159,560円	122,080円	278万円	5.74	4.39	10.13
第X10分位	417,517円	1,418,796円	1,398万円	2.99	10.15	13.14
高齢単身無職世帯	115,075円	65,388円	139万円	8.28	4.70	12.98
高齢夫婦無職世帯	200,827円	150,984円	249万円	8.07	6.06	14.13
＜増減（2013-2014）＞						
第I10分位	65,525円	-428円	-4万円	2.41	0.05	2.46
第X10分位	164,513円	-43,644円	-27万円	1.22	-0.11	1.10
勤労者世帯平均	106,982円	-6,756円	-8万円	1.58	-0.01	1.56
高齢単身無職世帯	45,890円	-8,100円	-13万円	3.78	-0.13	3.66
高齢夫婦無職世帯	79,797円	-504円	-8万円	3.37	0.17	3.55

注）「消費支出—（住宅費のなかの家賃地代+保健医療費のなかの医薬品+保健医療サービス）」×消費税率（2013年は5/105、2014年は8/108）で算出した月額消費税を12倍して年間消費税額を導いた。

注）本表における「10分位階層」とは、世帯員が二人以上いる勤労者世帯に関して、最も所得の低い世帯から最も所得の高い世帯に向かって、世帯数で10%ごとに区切ることを意味する。最も所得の低い10%の階層を「第I10分位階層」と言い、最も所得の高い10%の階層を「第X10分位階層」と言う。

参考）2014年度の平均消費性向はI分位=90.0、X分位=67.6、勤労者世帯平均=75.3となっている。

資料）総務省『家計調査年報』（平成25年版、26年度版）。年間消費税額以外の金額は総務省ホームページより。

2014年現在、無職の高齢夫婦世帯の消費税負担率は実に8.07%、無職の高齢単身世帯のそれは8.28%に達している。実収入に対する消費税負担率が8%を超えている。8%を超えてしまう理由は、実収入だけでは生活費が足りないために、預貯金を取り崩して支出にまわしているからである。高齢者の場合、現役の時の「収入>消費」という家計状況から、「収入<消費」という家計状況に変化する。年金収入だけでは食費や保健医療費などのどうしても削れない費目を賄い切れないためである。

消費税負担率に関して、高齢者世帯の負担率と勤労者世帯の負担率を比較してみたい。消費税率5%時の2013年と8%時の2014年で、どのように変化しただろうか。勤労者世帯第I 10分位（勤労者世帯のなかで最も年収の低い10%の階層、平均年収278万円）の世帯は、2013年には消費税率3.72%であったが、14年には5.74%に2ポイント強上がっている。同第X 10分位（勤労者世帯のなかで最も年収の高い10%の階層、平均年収1,398万円）の世帯は、2013年で消費税率1.91%であったが、14年には2.99%へ1ポイントだけ上がっている。5%から8%への引上げは、高所得層に有利に働いたことが判る。

一方、無職の高齢単身世帯（平均年収139万円。実質的生活保護基準の160万円を21万円下回っている）は2013年で4.91%、14年で8.28%である。無職の高齢夫婦世帯（平均年収249万円）は2013年で5.07%、14年で8.07%である。消費税率の引上げは、高齢夫婦世帯よりも最も低所得の高齢単身世帯に重い負担率を強いる結果となっている。

このように消費税負担率は、勤労者世帯で見ても高齢者世帯で見ても、低所得者ほど重くなっている。これに直接税負担（所得税と地方税の合計値）を加えて実質的な税負担率の変化を見てみた。勤労者世帯の第I 10分位は、2013年で8.07%、14年で10.13%である。勤労者世帯の第X 10分位は、2013年で12.18%、14年で13.14%である。消費税率が5%から8%に上がったのに、高所得の勤労者世帯（第X 10分位）では負担率は1%弱しか負担率が上がっていない。消費税率の引上げで、低所得層がいかにかに不利を被っているかということの意味している。

高齢単身無職世帯は2013年で9.75%、14年で12.98%に上がった。今や年収が十倍以上も差のある勤労者世帯の第X 10分位の世帯とほぼ同じ税率（12.98%と13.14%）で負担している。年収139万円の世帯と年収1,398万円の世帯が同じ税率で税を負担しているとは、今の日本が民主国家であることを疑わなければならない。江戸時代に逆戻りしたのではないか。高齢夫婦無職世帯は2013年で10.94%、14年で14.13%に上がった。日本で一番税負担率が高いのが無職の高齢夫婦世帯である。年収249万円しかない二人暮らしの高齢者世帯が、年収1,398万円の勤労者世帯よりも高い税率で税を負担している。これが公正なことであろうか。所得税の累進性を消費税の逆進性が完全に相殺してしまっている。消費税増税は高齢者いじめ以外の何ものでもない。低い年収の世帯ほど高い負担率で消費税を負担しているという現実を直視しなければならない。

単純に消費税は誰でも8%で課税されているから公平な税制であると考えている人が意外に多い。それは飽くまでも消費支出に対して8%課税されるという意味においては正しい

かもしれない。しかし本来、税の負担とは、その人の稼得能力に応じて負担されるべきもので、それが民主主義の根幹を成している。その証拠に、どれほど所得税の最高税率が引き下げられようとも、課税最低限以下の所得しかない人からは所得税を徴収しないし、金持ちは一般の庶民よりも高い税率で納税している。消費税の税率に関しても、消費支出に対する税率ではなく、その人の実収入に対する税率で測られることが重要である。貧しい人は、貧しい所得では家族生活を送れないから預貯金を取り崩したり借金をしたりして低い所得の穴埋めをする。所得水準を超える消費を行うことになるので、消費税率は8%を超える。反対に高所得者は全ての所得を消費に回さなくても生きていけるので、消費税率は8%を下回る。つまり貯金できる人の消費税負担率は軽くなり、借金をする人の消費税負担率は重くなるのである。

勤労者世帯の第X10分位に属する世帯は、約1,400万円の年収があつたとしても半分強しか消費しない。残りの半分弱は貯金に回してしまう。死ぬまでには全ての貯金を取り崩して消費し尽くすから、最終的には消費税率8%で税を納めるのだという想定は、果たして現実に照らして正しいだろうか。金持ちが息子や娘や孫に遺産相続している現状を見ると、これは間違つた想定であると言わねばならない。

以上のように、年金収入は減らされ、税金と社会保険料は増やされ、高齢者の家計は硬直化から逼迫化に向かっている。最後のトドメが消費税率の引き上げである。日本経済は再び消費不況に陥っている。人々の生活と地域生活の崩壊が止まらないということである。衰退した地域社会を地元の大学との地域連携で復活させようなどと言い出す前に、間違つた政治を止める方が先ではないか。

表一13と表一14は、無職の高齢夫婦世帯と無職の高齢単身世帯の公租公課（非消費支出）の負担率の推移を示したものである。前者では2002年の10.23%から2016年の14.03%にまでほぼ一貫して負担率が上昇している。後者では、前者に比べて多少の凸凹はあるが、同8.84%から9.86%にまで概ね上昇傾向にある。これらの数値は消費税を含んでいない。消費税を加えたならば、すでに証明したように、その上昇傾向は一層顕著なものとなるはずである。大衆重税、貧困者重税をこのまま強化して行って良いのであろうか。そうした政策が行き着いた先には、どんな社会が待ち受けているのだろうか。

表-13 高齢夫婦無職世帯の公租公課負担の推移 (2002~2016年)

	<名目>			<実質>			可処分所得 (指数)	公租公課 負担率 (%)
	実収入	非消費支出	可処分所得	実収入	非消費支出	可処分所得		
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
2002年	231,549	23,686	207,863	231,549	23,686	207,863	100.0	10.23
2003年	230,277	24,098	206,179	230,988	24,172	206,816	99.5	10.46
2004年	225,739	24,208	201,531	226,436	24,283	202,154	97.3	10.72
2005年	230,380	26,418	203,962	231,806	26,581	205,224	98.7	11.47
2006年	224,489	30,388	194,101	225,183	30,482	194,701	93.7	13.54
2007年	223,459	32,206	191,253	224,149	32,758	193,972	93.3	14.41
2008年	226,032	32,657	193,375	223,511	32,293	191,218	92.0	13.75
2009年	224,154	31,076	193,078	224,847	31,172	193,675	93.2	13.86
2010年	223,757	30,393	193,364	226,077	30,708	195,368	94.0	13.58
2011年	221,936	29,675	192,261	224,702	30,045	194,657	93.6	13.37
2012年	218,722	30,517	188,205	221,677	30,929	190,748	91.8	13.95
2013年	214,863	29,857	185,006	216,865	30,135	186,729	89.8	13.90
2014年	207,347	29,422	177,925	210,961	29,935	181,026	87.1	14.19
2015年	213,379	31,842	181,537	218,850	32,658	186,192	89.6	14.92
2016年	212,835	29,855	182,980	218,073	30,590	187,483	90.2	14.03

注) 可処分所得=実収入-非消費支出。公租公課負担率=(非消費支出÷実収入)×100.0

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

表-14 高齢単身無職世帯の公租公課負担の推移 (2002~2016年)

	<名目>			<実質>			可処分所得 (指数)	公租公課 負担率 (%)
	実収入	非消費支出	可処分所得	実収入	非消費支出	可処分所得		
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
2002年	128,679	11,374	117,305	128,679	11,374	117,305	100.0	8.84
2003年	122,178	8,907	113,271	122,555	8,935	113,621	96.9	7.29
2004年	120,828	8,740	112,088	121,201	8,767	112,434	95.8	7.23
2005年	122,709	9,794	112,915	123,468	9,855	113,614	96.9	7.98
2006年	125,436	9,992	115,444	125,824	10,023	115,801	98.7	7.97
2007年	123,986	11,373	112,613	124,369	11,408	112,961	96.3	9.17
2008年	126,367	10,839	115,528	124,957	10,718	114,239	97.4	8.58
2009年	124,316	12,662	111,654	124,700	12,701	111,999	95.5	10.19
2010年	133,172	11,488	121,684	134,553	11,607	122,945	104.8	8.43
2011年	123,890	11,283	112,607	125,434	11,424	114,010	97.2	9.11
2012年	125,692	11,101	114,591	127,390	11,251	116,139	99.0	8.83
2013年	127,035	12,068	114,967	128,218	12,180	116,038	99.0	9.50
2014年	116,188	10,523	105,665	114,197	10,343	103,855	88.5	9.06
2015年	117,885	12,143	105,742	114,938	11,839	103,099	87.9	10.30
2016年	122,607	12,085	110,522	119,662	11,795	107,867	92.0	9.86

注) 可処分所得=実収入-非消費支出。公租公課負担率=(非消費支出÷実収入)×100.0

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

まとめに代えて

かつて 1980 年代半ばから 90 年代にかけて一部の研究者から「金持ち高齢者」論が強く主張された。これは高齢者世帯の平均所得や平均資産が現役の勤労者世帯のそれらに比べて遜色ないレベルに達したので、これ以上社会保障を拡充する必要はないという主張である。高齢者の間で激しい所得格差・資産格差が存在するなかで、平均値という単一の数字を用いて、高齢者が「金持ち」であることを主張した。そうした学説の影響を受けて、戦後少しずつ発展し続けてきた高齢者関係社会保障・社会福祉は、その時期以降、徐々に見直されるようになった。当時においても、現役勤労者の時よりも高齢期に至って所得格差が一段と大きくなる傾向にあり、生活保護基準以下の貧困生活を送る高齢者も相当量存在していた。筆者は社会保障の研究者としてその問題に対して警鐘を鳴らし続けてきたのだが、EU 諸国のような高齢期の貧困を防止する政策的な手立て（最低生活保障）が構築されることはなかった。

バブル経済崩壊後、日本の社会保障・社会福祉は、高齢者の貧困に対処しないまま、真っ直ぐに見直しの段階へと向かっていった。それを後押ししたのが「負担力ある高齢者」論である。これは高齢者世帯の平均所得を平均世帯員数で割って「1 人当たり平均所得」を算出し、勤労者世帯のそれと対比させ、高齢者世帯の 1 人当たり平均所得が勤労者世帯の 1 人当たり平均所得と同等もしくはより高い水準にあるから、高齢者関係の社会保障・社会福祉の給付水準を引き下げても構わないし、高齢者の諸負担を増やしても構わない、という主張である。

こうした過去からの経緯（貧困高齢者の無視・軽視）が現在の貧困高齢者の増加に大きく寄与していると思われる。家族や地域社会のあり方が大きく変貌するなか、高齢者が貧困に陥るのをかろうじて防いできた社会資源がなくなって乏しくなった現在では、いわゆる「中間層」として暮らしてきた人々でも高齢期に至って「下流老人」へ転落する危険性が高まっていると言われる。高齢者の貧困は「古くて新しい問題」であり、日本の社会保障制度の本質的な問題点（再分配機能の弱さ、つまり最低保障機能と格差是正機能の弱さ）を映し出す鏡でもある。

ⁱ 単身高齢者世帯に対する貧困測定基準（年収 160 万円）は次のように算定した。2016 年度の 2 級地の 2 の生活扶助基準（Ⅰ類 33,800 円＋Ⅱ類 35,230 円）に、『生活保護の実施要領』を参考に兵庫県内の 2 級地に対する住宅扶助額（51,000 円）を加え、『家計調査年報』から得られた無職の高齢単身世帯が現に支払っている非消費支出（公租公課）の平均値 12,085 円を加えた。この合計額 132,115 円（月額）を 12 倍した 158 万 5,380 円に、入浴券の支給など自治体からの若干の現物給付があることを考慮して年収 160 万円とした。

二人暮らし高齢者世帯に対する貧困測定基準は、OECD の相対的貧困基準を援用して、単身世帯の基準額に世帯員数の平方根（この場合は $\sqrt{2}$ ）を乗じることにより算定した。三人世帯の場合には $\sqrt{3}$ を、四人世帯の場合には $\sqrt{4}$ （ $=2$ ）を乗じて算定した。

ii 『国民生活基礎調査』においては「65歳以上の高齢者のいる世帯」の中の三世帯世帯の平均世帯員数を把握することはできない。ただし「全世帯」の中の三世帯世帯の平均世帯数は把握できる。その数は4.8人となっている。したがって、理念上の3人はかけ離れている。この場合5人と想定した方が良いのかも知れないが、世帯員数を少なく見積もることで、貧困高齢者の数が上振れしないように心掛けているので、4人と想定した。

iii (生活保護を受給している高齢者世帯の数 83万7,000世帯) ÷ (貧困高齢者世帯数 653万世帯) × 100 = 12.8% (捕捉率)